

# 議会改革に関する検討結果

## 第3回報告書

平成30年11月

議会改革調査検討特別委員会

平成 30 年 11 月 12 日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議会改革調査検討特別委員会  
委員長 西 田 清 久

議会改革に関する検討結果について（第 3 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理及び必要に応じて全議員への周知または関係する他の委員会等へ通知する等、適切な対応をお願いいたします。

記

## 1 通年会期制導入に伴う条例等の制定・改正等

### （ア）浜田市議会の会期等に関する条例の制定

第 1 条（会期）、第 2 条（定例日）、第 3 条（委任）、附則で構成

### （イ）浜田市議会の定例会の回数を定める条例の廃止

新条例の附則に規定

### （ウ）浜田市議会基本条例の一部改正

第 14 条（調査会の活用）を削除、第 14 条以下を 1 条ずつ繰上げ

新条例の附則に規定

### （エ）浜田市議会会議規則の一部改正

第 4 条（会期）から第 6 条（会期中の閉会）までを削除

第 14 条（一事不再議）の同一会期中を議事日程に係る期間中に変更

第 19 条（議事日程の作成及び配布）に具体的会議を規定し、第 14 条及び第 79 条（会議録の記載事項）の対象を明確化

第 61 条（発言の取消し又は訂正）中、その会期中を第 19 条その発言があった会議の期間中に変更

第 79 条（会議録の記載事項）に第 1 項を追加し、第 1 項を第 2、第 2 項を第 3 項へ繰下げ

第 92 条（議長及び副議長の辞職）第 3 項を削除

第 93 条（議員の辞職）第 2 項中「及び第 3 項」を削除

第 107 条（協議又は調整を行うための場）別表中、総務文教調査会、福祉環境調査会、産業建設調査会、予算決算調査会、議会広報広聴調査会の項を削除

### （オ）浜田市議会委員会条例の一部改正

第 2 条（常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会

の委員定数) 第 1 号中、総務文教委員会の所管から財務部を削除

第 7 条 (委員の選任) 第 2 項を削除

第 40 条 (閉会中の継続審査) の見出しの閉会中を委員会に変更し、本文中閉会中を「次の会期において」に変更

**(カ) 専決処分事項の指定について**

これまで地方自治法第 179 条の規定により専決していた 4 項目について、追加指定

**(キ) 浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例の施行に伴う申合せの修正**

3 委員会への報告の特例 (第 3 条第 3 項関係) の項を削除

**(ク) 浜田市議会の定例会の回数を定める条例施行規則の廃止**

**(ケ) 浜田市議会調査会規程の廃止**

**(コ) 浜田市議会申し合わせ事項の修正・削除**

2 ページ目次に、「会期等に関する条例関係」(定例会議等の日程) を項目追加し、会議日程について執行部と協議し決定することとする。

3 ページ第 1 章 会議 第 1 節 総則 (議会の呼称) の変更

5 ページ「別紙」【条例提案の流れの指針】④の 6 行目や調査会を削除

14 ページ第 3 章 発言 委員外議員の発言 1 の (調査会を除く) を削除

15 ページ第 3 章 調査会を全部削除

**(サ) その他内容の詳細は別紙見え消しのとおり (抜粋)**